

2024年度
関西学院大学ロースクール
B日程

一般入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問１〕および〔設問２〕に答えなさい。

公開会社である甲株式会社（以下「甲社」という。）は、取締役会設置会社であり、監査役設置会社である。株主Ａは、１０年前から甲社の発行済株式総数２０００株のうち１０株を保有している。Ａは、ここ数年、甲社代表取締役Ｂに対して、株主総会以外のところで、甲社の財務状況から３０円程度の配当金の増額は可能であるとして、毎年の剰余金配当金額を引き上げるように要求し続けてきた。

Ａは、２０２３年６月２８日に適法に開催された甲社の定時株主総会（以下「本件総会」という。）に出席した。本件総会では、計算書類の承認と剰余金の配当に関する議題が審議の対象とされていた。剰余金の配当に関して、甲社は、１株５０円の配当を提案していた。

なお、甲社は、種類株式発行会社ではなく、単元株制度も採用していない。また、甲社は、振替株式（社債、株式等の振替に関する法律１２８条１項）を発行する会社ではない。

〔設問１〕

Ａは、本件総会の議場において、１株あたり７０円の剰余金配当の提案を行う予定である。その際に、Ａが、会社法上執るべき手段について説明しなさい。なお、Ａが株主総会において当該手段を執るのは初めてである。

〔設問２〕

Ａは、上記〔設問１〕において要求されている適法な手続に従って、１株７０円の剰余金配当に関する提案を行った。それにもかかわらず、甲社はそれを無視して、議案として取り上げなかった。そこで、Ａは、本件総会において可決成立した、１株５０円という会社提案議案にかかる株主総会決議（以下「本件決議」という。）の効力を争う訴えを提起することを予定している。２０２３年８月１日の時点で、本件決議の効力を否定するために、Ａの立場において考えられる主張とその主張の当否について論じなさい。

2024 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【B 日程：商法】

≪出題趣旨≫

- ・ 本問は、株主提案権の制度と株主提案権が無視された場合の株主の対処（株主総会決議の取消）について問うものである。
- ・ 「設問 1」は、会社（の取締役会）が決定した議題にかかる会社側提案に対して、株主が対抗提案を提出したい場合に執るべき手段を問うものである。具体的には、会社法 304 条の議案提案権の行使要件や手続が検討対象となる。
- ・ 「設問 2」は、適法に提出された議案提案権を会社が無視した場合における株主の対処方法が問われている。具体的には、株主総会において成立した同一の議題にかかる会社側提案についての決議（本件決議）の取消を求める訴え（会社 831 条 1 項 1 号）について検討することが必要となる。
- ・ いずれの設問も、会社法の基本的な制度に関するものであるため、しっかりとした準備が望まれる。

≪解説・講評≫

1 「設問 1」について

（1）解説

- ・ 本件総会の議題（会議の目的事項）は、計算書類の承認と剰余金の配当である。したがって、甲社株主 A が、当該議題の 1 つである剰余金の配当につき、会社提案とは異なる対抗提案を提出することは原則として許され、当該議案提案権（会社 304 条）は単独株主権である。
 - 議案提案権は、修正動議を提出する権利であるから、本来、会議体の構成員であれば誰でも有する権利であるといえる。本件では、設問中に「会社法上執るべき手段」とされているので、その根拠規定は 304 条となる。
- ・ 上記の通り、議案提案権は単独株主権であり（したがって、1 株を有する株主でも行使可能である。）、株主総会の議場で修正動議として提出することも可能である。
- ・ もっとも、株主が議案提案権を行使した場合であっても、当該提案が法令ま

たは定款に違反するか、実質的に同一の議案が10分の1以上の賛成を得られずに否決された時から3年を経過していない場合には、当該議案を提出することはできない。

- ・ 以上につき、本件を検討する。

甲社株主Aは、10年前から甲社株式10株を保有している。したがって、Aは、本件総会の議場において、剰余金の配当につき、1株70円とする旨の議案を提案することができる。

→ この場合、本件では、Aが提出しようとする議案は分配可能額を超えているとは考えられないため、法令に違反しておらず、また、Aが当該議案を提出するのは本件総会が初めてであることから、会社法304条但書に違反していない。

(2) 講評

- ・ 答案の中には、会社法303条の議題提案権について検討するものが比較的多くあった。本件の場合、本件総会の会議の目的事項（議題）として、すでに「剰余金の配当に関する件」が掲げられている。したがって、議題は既に存在するのであるから、株主提案権として、議題提案権を行使する必要はない。このように、議題提案権を検討するということは、議題と議案との正確な理解ができていないのではないと考えられる。
- ・ また、会社法304条の議案提案権を検討しているにもかかわらず、同条但書の本件における該当性について検討していない答案も散見された。本件では、問題文の中に、同条但書に該当しないとの結論に辿り着くための事実が書かれている。同条但書もまた権利行使の（消極的）要件であるから、忘れずに検討してもらいたい。

2 「設問2」について

(1) 解説

- ・ 本件において、甲社が、Aの提案した剰余金配当額1株70円という提案を無視した場合、Aは、本件総会において可決成立した会社提案議案（1株50円の配当額）にかかる株主総会決議（本件決議）の取消を求める訴えを提起することが考えられる。
- ・ Aは甲社株主であるため原告適格を有し、2023年8月1日時点で、株主総会決議取消の訴えを提起しようとしていることから、決議後3ヶ月以内という出訴期間の要件も満たす（会社831条1項柱書）。
- ・ 決議取消事由については、会社が適法に行使されたAの議案提案権を無視して、これを取り上げずに、会社提案議案のみを審議・議決したことが問題となる。

議案提案権については、上記の通り、法令または定款違反の場合や、総株主の議決権の10分の1以上の賛成を得られずに否決されたときから3年を経過していない場合には、当該議案を提出することができないとされている。しかしながら、本件におけるAの提案は、このような場合に該当しないことは明らかであるから、Aの提案を会社が無視してこれを取り上げないことは、決議方法の法令違反としての決議取消事由にあたると解される。

- ・ そして、適法になされた議案提案権の無視という瑕疵は、株主の権利を侵害するものとして、その違反する事実が重大であると評価できるし、仮に当該提案が取り上げられ、審議・議決の対象となった場合には、他の株主がAの対抗提案に賛成して、決議結果が変わる可能性も否定できない。以上から、裁量棄却の余地はないと解される。
- ・ 以上から、Aによる本件決議の取消を求める訴えは認められる。

(2) 講評

- ・ 比較的多くの答案において、本件決議の瑕疵（議案提案権の無視）を「決議方法の著しい不公正」と評価するものが見られた。確かに、裁判例の中には、原告側の主張として、「決議方法の法令違反又は著しい不公正」という形で、「法令違反」と「著しい不公正」が併記されるケースも見受けられる。しかしながら、明らかに決議方法の法令違反であると評価できるケースにおいてまで、とりわけ、試験の答案において、法令違反を併記することなく「著しい不公正」と評価することは、望ましいとは思われない。
- ・ また、本件決議の瑕疵を「決議方法の著しい不公正」と評価しておきながら、裁量棄却（会社法831条2項）を検討している答案も見受けられた。会社法831条2項は、「株主総会等の招集の手續又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであっても」と明文をもって規定しており、ここには「著しい不公正」は除外されている。決議方法の著しい不公正と評価したにもかかわらず、裁量棄却を検討しているということは、なぜ招集手續又は決議方法の著しい不公正と評価される場合には裁量棄却の対象外ととされているのかということを理解できていないのではないかとと思われる。
- ・ さらに、本件決議の瑕疵を決議内容に関する瑕疵と捉えた答案も散見された。何が決議方法の瑕疵で何が決議内容の瑕疵なのかの区別ができていないのではないか。
- ・ 上記のような理解の誤りは、しっかりと基本書を読み込むことができていないのではないかと推測させる。株主総会決議の瑕疵を争う訴訟については、司法試験でも何度か出題されている重要な点でもある。そのため、まずは正確なインプットが望まれる。

3 総評

全体的には、評価の低い答案が多いという印象を受けた。既述のとおり、株主提案権について、議題と議案の違いも含めて、制度の趣旨や権利行使の要件、権利が侵害された場合（本件のように、権利行使したにもかかわらず、それが無視された場合を含む）の効果を、条文や判例に照らして、基本書でしっかりと確認しておいてもらいたい。また、株主総会決議の瑕疵を争う訴訟についても、株主総会決議取消の訴え、無効確認の訴え、不存在確認の訴えのそれぞれの訴訟類型につき、どのような瑕疵があればどの訴えの対象になるか、訴えを提起する場合の要件をしっかりと整理しておいてもらいたい。そして、株主総会決議取消の訴えについては、会社法 831 条 1 項各号に掲げられている取消事由の具体例を示すことができるよう、基本書や判例集に照らして、自分なりの整理をしておいてもらいたい。

以 上